

別紙

認可書の偽造を行った担当者は、以下の法令違反もしていたことが判明しました。

1. 第二種鉄道事業者に対する手続きの省略

日本貨物鉄道株式会社等、当社線路に乗り入れを行っている第二種鉄道事業者に対して、鉄道事業法等に基づく同意の確認を行っていませんでした。(4件)

2. その他

上司である工事設計責任者の確認手続き(設計確認)を得ないまま、その確認書を偽造(28件)し、また確認書そのものの作成を省略(9件)していました。

(参考資料)

在来線線路改良工事の事前手続きに関する法令違反

